

調査レポート



とうほう地域総合研究所
エコノミスト

高橋 宏幸

福島県内の外国人労働者について

<要 旨>

1. 外国人雇用事業所・労働者数

外国人雇用事業所と外国人労働者数は、2009年比で2024年に全国・福島県ともに3倍以上に増加した。

2. 国籍別の外国人労働者

2009年時点では全国・福島県ともに中国人が最も多かったが、その後ベトナム人が急増し、2024年現在、ベトナム人は全国・福島県ともに最多である。

3. 在留資格別の外国人労働者

福島県における在留資格別の順位は、技能実習、専門的・技術的分野であり、全国と順位が異なっている。

4. 業種別の外国人雇用事業所・労働者数

全国・福島県ともに2009年から2024年まで製造業が事業所数・労働者数ともに最も多いが、他の業種に比べ伸び幅は小さく、建設業の伸び幅が大きい。

はじめに

わが国では単純労働分野への外国人労働者の受入れが認められなかったが、深刻な人手不足を背景に2019年4月、改正出入国管理法が施行され、単純労働の外国人労働者を受け入れることとなった。その結果、福島県内各地で外国人労働者がさまざまな分野において、貴重な労働力として経済活動を担っている。

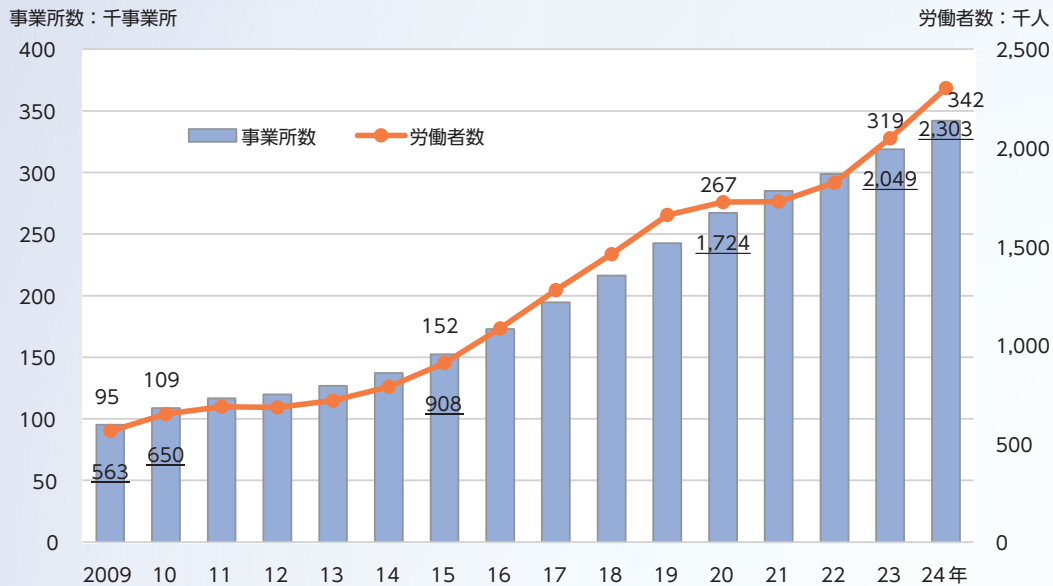
本稿では、県内での外国人雇用状況について、福島労働局「福島県における外国人雇用状況の届出状況」などを基に現状を分析したものである。

1. 外国人雇用事業所・労働者数

2009年からの全国での外国人雇用事業所と外国人労働者数の推移をみると、事業所数は毎年増加、労働者数は震災後を除き毎年増加している。2024年の全国の事業所数は34万2千事業所（2009年比+260.0%）、労働者数は2,303千人（同+309.1%）とともに3倍以上に増加した（図表1）。

福島県をみると、事業所数は震災後2013年までを除き毎年増加し、労働者数は震災後とコロナ禍時を除き増加が続いてきた。2024年の福島県の事業所数は2,473事業所（同+257.4%）、労働者数は13,710人（同+297.6%）とともに3倍以上増加した（図表2）。

図表1 外国人雇用事業所数・労働者数（全国）



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」 ※各年10月末現在

図表2 外国人雇用事業所数・労働者数（福島県）



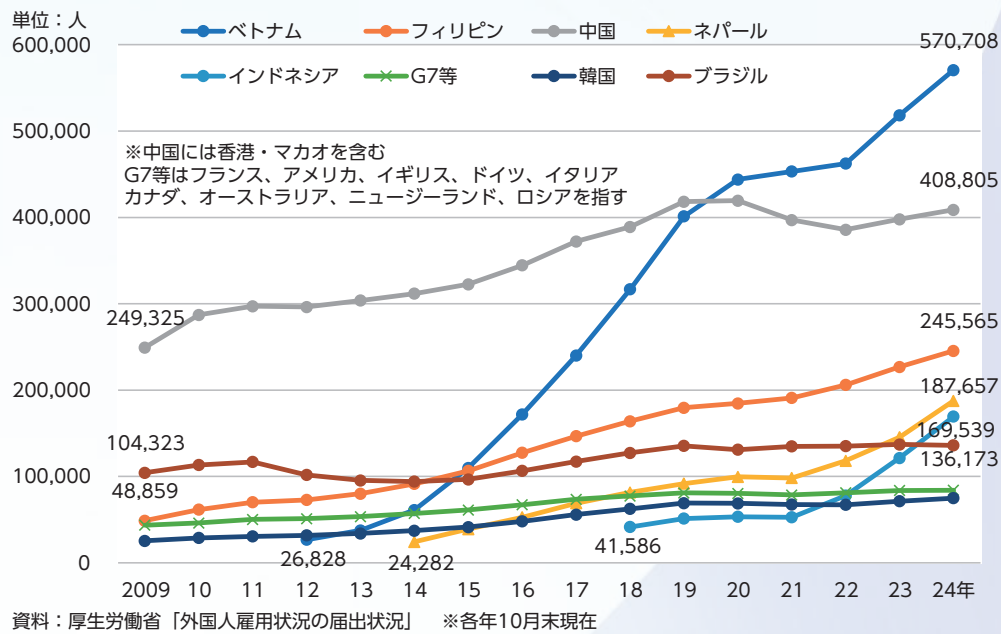
資料：福島労働局「福島県における外国人雇用状況の届出状況」 ※各年10月末現在

2. 国籍別の外国人労働者

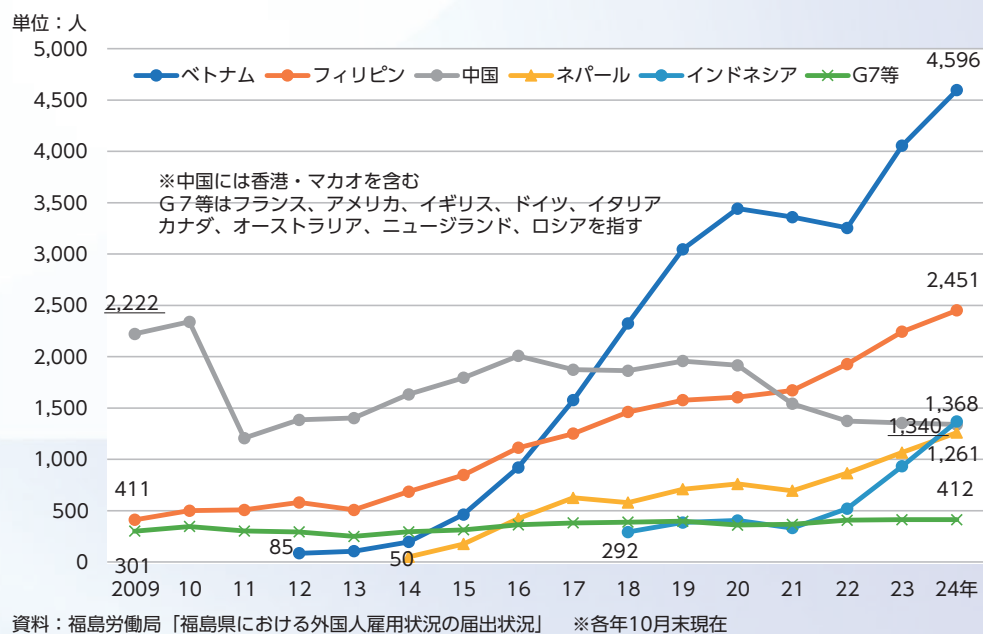
全国における国籍別の外国人労働者数は、2024年にベトナムが570,708人で首位であり、次いで、中国408,805人、フィリピン245,565人、ネパール187,657人などの順となっている。ベトナムは2020年に中国を抜いており、2009年時に第2位であったブラジルをフィリピンとネパール、インドネシアが上回っている（図表3）。

福島県の国籍別の外国人労働者数は、2024年にベトナムが4,596人で全国同様に首位であり、次いで、フィリピン2,451人、インドネシア1,368人、中国1,340人などの順となっている。2009年時に比べ中国が減少しているところが全国と異なっている。ベトナムの増加率は2012年比で約54倍と全国の約21倍を大きく上回っている（図表4）。

図表 3. 国籍別の外国人労働者数推移（全国）



図表 4. 国籍別の外国人労働者数推移（福島県）



3. 在留資格別の外国人労働者

(1) 在留資格別の分類

出入国管理および難民認定法上、図表5～6の形態での就労が可能である。1993年に技能実習制度が開始し、2014年入管法改正で「高度専門職」が創設されるなど幾度も制度が改正されてきた。2019年4月には改正出入国管理法が施行され、これまで認められなかった単純労働分野（特定技能など）へ外国人労働者の受入れが拡大された。

2027年からは、技能移転による国際貢献を目的とする「技能実習制度」を抜本的に見直し、わが国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設される。主な違いは、在留期間が原則3年、当初の日本語能力要件（日本語能力検定N5等合格）、転籍が条件を満たせば可能となることなどである。

図表 5. 在留資格別にみた外国人労働者

在留資格	人数	内容
就労目的で在留が認められる者	約71.9万人	いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」のことであり、12種類に大別される。
特定活動	約8.6万人	法務大臣が個々の外国人について指定する活動を行う者で、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる。
技能実習	約47.1万人	開発途上国等の外国人を一定期間（最長5年間）に限り受入れ、技能を移転することを目的に派遣された実習生。2027年から「育成就労制度」に移行予定。
資格外活動	約39.8万人	留学生のアルバイト等、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内で、報酬を受け取る活動が許可された者。
身分に基づき在留する者	約62.9万人	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（主に日系人）など、在留中の活動に制限が無く、様々な分野で報酬を受ける活動が可能な者。

資料：厚生労働省「日本で就労する外国人のカテゴリー」などを基に当研究所が作成
 ※人数は 2024 年 10 月末現在

図表 6. 専門的・技術的分野に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経理・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（建設、農業、飲食品製造業、外食業など）の各業務従事者

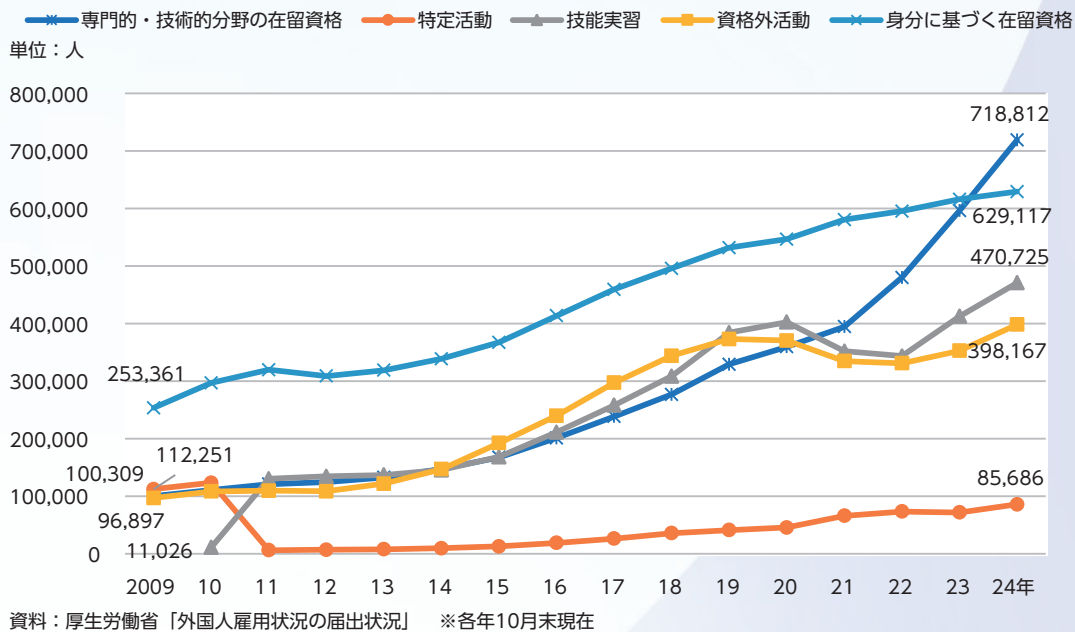
資料：厚生労働省「日本で就労する外国人のカテゴリー」

(2) 在留資格別の外国人労働者数

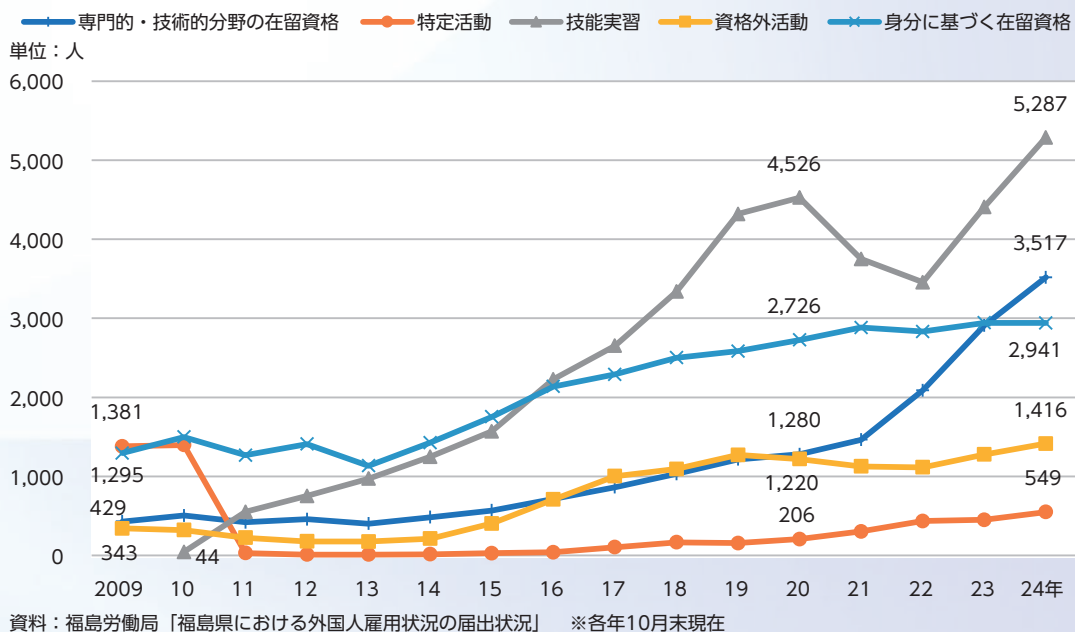
全国における在留資格別の外国人労働者数は、2024年に専門的・技術的分野の在留資格718,812人（2009年比+616.6%）、身分に基づく在留資格629,117人（同+148.3%）などの順であり、技能実習と資格外活動を含め急増している（図表7）。

福島県では、2024年に技能実習5,287人（2010年比+11,915.9%）、専門的・技術的分野の在留資格3,517人（2009年比+719.8%）などの順であり、福島県は技能実習が最多と全国順位と異なっているが、資格外活動を含め、全国同様に急増している（図表8）。

図表7. 在留資格別の外国人労働者数推移（全国）



図表8. 在留資格別の外国人労働者数推移（福島県）



4. 業種別の外国人雇用事業所・労働者数

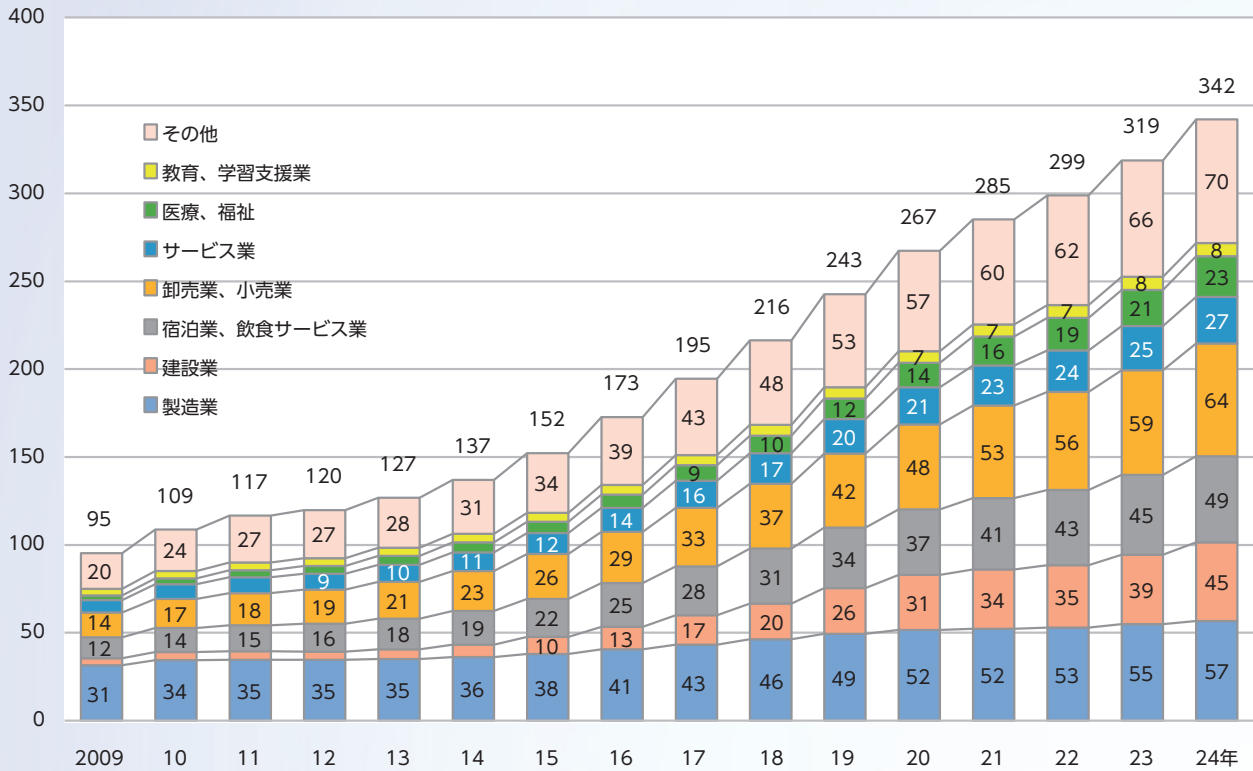
(1) 外国人雇用事業所数

全国での外国人雇用事業所数は、さまざまな業種において増加基調で推移してきている。中でも建設業は2009年比で2024年は約11倍に大きく増加している。一方、2009年時点で最も多かった製造業は対2009年比約1.8倍とほかの業種に比べ伸び幅は小さい（図表9）。

福島県では、震災後に減少した時期はあったものの、その後はさまざまな業種において増加基調で推移している。2009年比の2024年事業所数をみると、建設業が約17倍、医療・福祉が約11倍と大きく増加している。一方、2009年時点で最も多かった製造業は、対2009年比約1.7倍と全国同様にほかの業種に比べ伸び幅は小さい（図表10）。

図表9. 業種別の外国人雇用事業所数推移（全国）

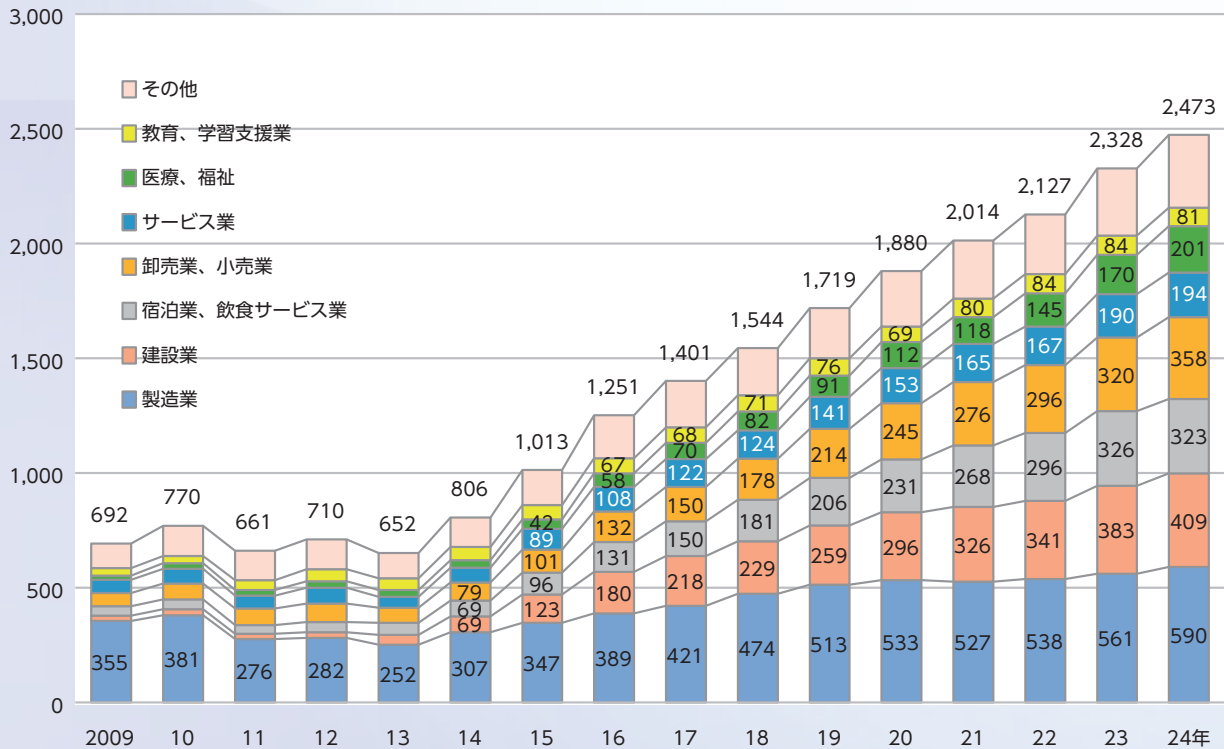
単位：千事業所



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」 ※各年10月末現在

図表10. 業種別の外国人雇用事業所数推移（福島県）

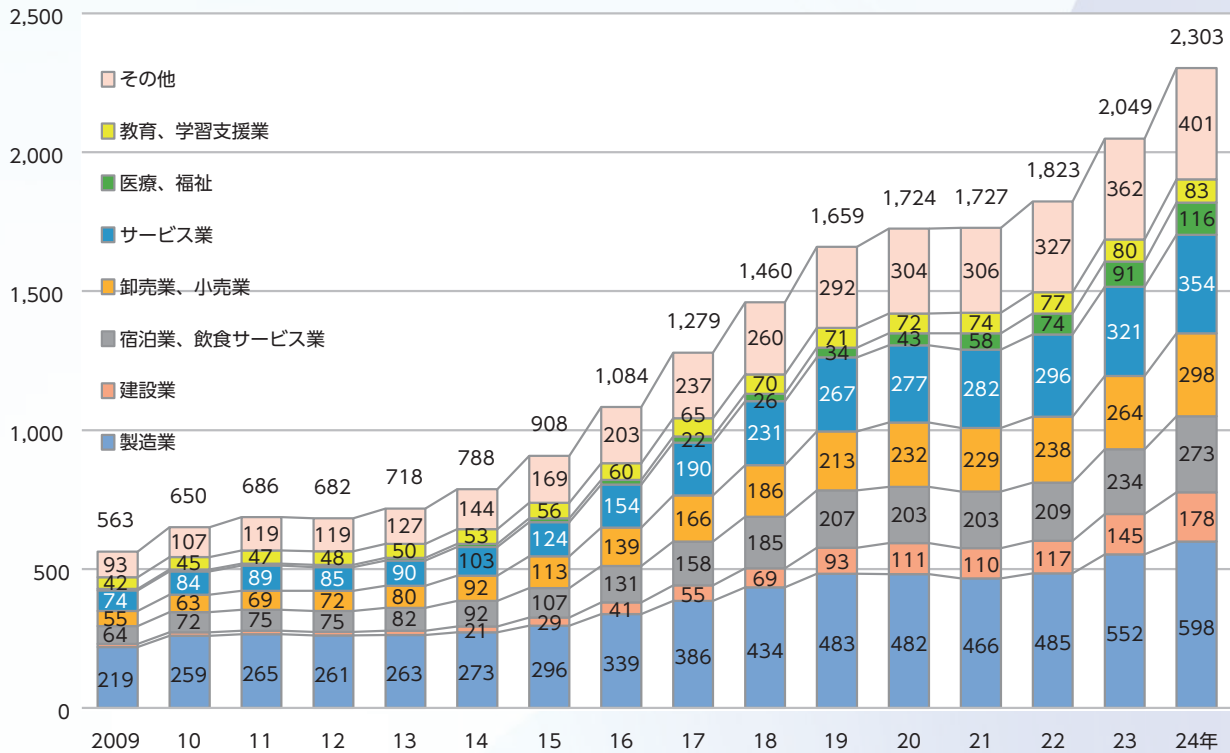
単位：事業所



資料：福島労働局「福島県における外国人雇用状況の届出状況」 ※各年10月末現在

図表11. 業種別の外国人労働者数（全国）

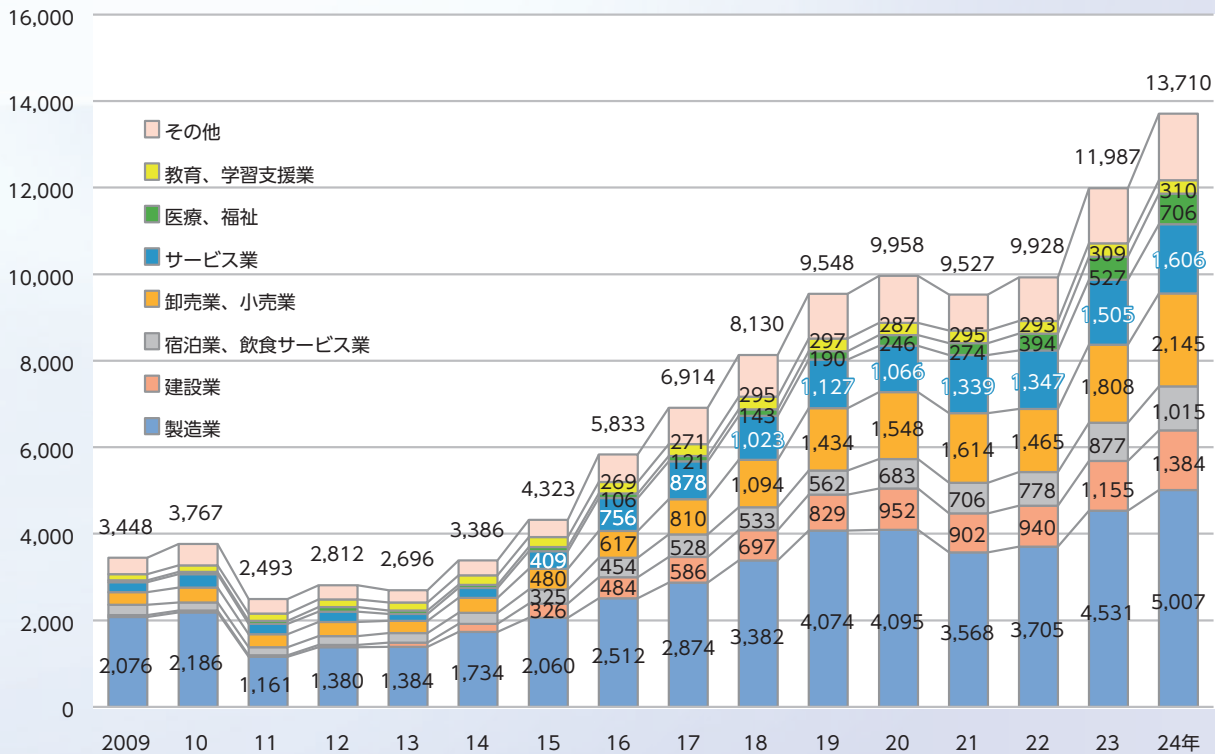
単位：千人



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」 ※各年10月末現在

図表12. 業種別の外国人労働者数（福島県）

単位：人



資料：福島労働局「福島県における外国人雇用状況の届出状況」 ※各年10月末現在

(2) 外国人労働者数

全国の外国人労働者数は、事業所数同様にさまざまな業種において増加基調で推移している。2024年を2009年比で見ると、医療・福祉は23.7倍、建設業が15.5倍と大きく増加している。一方、2009年時点で最多であった製造業は対2009年比2.7倍と他の業種に比べ伸び幅は小さい（図表11）。

福島県では、事業所数同様にさまざまな業種において増加基調で推移している。中でも建設業は2009年比で2024年は33.8倍と全国以上に増加している。一方、2009年時点で最も多かった製造業は2009年比2.4倍と他の業種に比べて伸び幅は小さい（図表12）。

5. おわりに

長らく日本では単純労働の外国人の在留が認められなかったが、1993年に技能実習制度が設けられたことで外国人労働者が増えていくこととなった。当初は中国人中心であったところから、ベトナム政府が海外への労働者送り出しを推進していることで、近年はベトナム人が大きく増加している。福島県においても「技能実習」の外国人労働者が急増しており、ベトナム人が大きく増えたことは全国同様である。「育成就労制度」の創設により、これまでの実習終了後は帰国前提から、専門性を有する特定技能に移行できる人材育成が可能となり、外国人労働者のスキルアップとともに企業側の人手不足解消につながっていくことが期待される。

一方、本国が経済成長すれば出稼ぎする労働者が減少することや、他国との奪い合いの激化などにより、今後、外国人労働者を確保できなくなるということも想定しなければならない。

外国人労働者の働く業種は、以前は全国・福島県とも製造業が多くを占めていた。特定活動の対象業種が拡大されたことで、建設業や医療・福祉で働く外国人の構成比が高まってきている。慢性的な人手不足にある両業種の人材確保につながることを期待される。

労働力不足を外国人労働者で補うという流れは、人口減少下において避けることはできない。言葉の壁や生活習慣の違いといった、さまざまな課題を解決して、受け入れ態勢の構築を図っていく必要がある。